様式第１３号（第１５条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

能代市長

保険給付額からの滞納国保税額控除に係る解除通知書

　あなたに対し、国民健康保険法第６３条の２第３項の規定により、保険給付額から滞納国保税額への控除を決定しておりましたが、能代市国民健康保険税滞納世帯の取扱いに関する要綱第１５条の規定により下記のとおり解除するものとします。

　この滞納に対しての保険給付額からの控除は今後いたしません。ただし、今後滞納された場合、特別療養費の支給に係る事前通知書の発行及び滞納国保税額の控除がされる場合があります。

記

１　解除年月日

２　解除される一時差止に係る保険給付及び控除する滞納国保税

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険給付 | | | | 滞納国保税 | | | |
| 差止年月日 | 種類 | 支給決定額 | 差止額 | 年度・期別 | 納期限 | 国保税額 | 控除額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

３　解除理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に秋田県国民健康保険審査会（秋田市山王四丁目１番１号　秋田県健康づくり推進課内）に対して審査請求をすることができます。この処分については、前記の審査請求の裁決を経た後に、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに、処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても、決定がないとき

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

問い合わせ